

開 会	事務局長	ただいまから令和2年度第10回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者はありません。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■委員にお願いいたします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-24の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-24についてご報告します。場所は■■■■から■■■■の方角■■■■の■■■■より■■■■に入ったところにあります。1月24日■■■■委員と譲受人であります■■■■同行のもと、現地の調査と本人からの聞き取りを行いました。譲受人の■■■■は申請地の中央部、■■■■を農家住宅用地として譲り受けることとなっております。この土地の取得とともに経営農地拡大のため農家住宅用地周囲の当該農地を取得するものであります。なおトラクター田植機その他小型管理機等はすでに所有されており営農に何ら問題ないものと思われます。農作業経験も十分あり何ら問題ないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。
	議 長	ありがとうございました。3-25の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■と申します。受付番号3-25について報告します。場所は■■■■より■■■■方面へ■■■■、及び■■■■付近に点在しております。1月27日に■■■■農業委員と■■■■同行のもと現地調査を行いました。申請農地の譲渡人は労働不足により耕作することが困難となったため譲受人が譲り受け、すでに通いでお手伝い程度の耕作をされています。所有権移転をされても問題はないものと思ひます。ご審議の程よろしく申し上げます。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■番	■■番■■■■です。3-25についてお伺いします。現況が原野とか山林になっているところが結構あるんですが、田や畑を作られるんでしょうか。

	■番	<p>農業委員の■です。■の近所なのでお答え致します。現状3-25-①の■について現時点ではイノシシが入ってかなり荒れておりすぐに耕作はできない状況です。その次の25-②の農地につきましてはほとんど畑として耕作をされておりますし、25-③についても今年はイノシシ被害に遭われておりますが毎年耕作をされております。譲受人はこの家の長男さんです。ずっと来られておりますので、現在作られていないのは■で、耕作が難しい状況ではありません。</p>
	事務局長	<p>事務局より補足致しますが、ここに書いてある現況地目は税のほうで現況課税で只今こういった課税になっております。しかしながら、この3条の所有権移転にともなって本人が耕作するということになりますと、課税も農地、現況も農地に戻します。戻した上で許可を出しますので、これから最低でも3年は耕作して頂くということになっております。ですから、そういうことも来年の農地パトロールの時に委員さん推進委員さんに確認して頂く必要があろうかと思っております。</p>
	議長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第2号議案	議長	<p>続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		<p>(事務局説明)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-23の案件につきまして、■推進委員をお願いします。</p>
	■番	<p>■地区担当の■です。受付番号4-23についてご説明申し上げます。場所は■より■へ■の所、■の中間地点にあります。この案件は先ほど事務局長さんが説明した通り一時転用の申請になっておりまして、工事は予算の関係で2ヶ年に渡り行われこのたび完了届を出したところ、一時転用ですので年数が来たら毎回更新しなければいけないようになります。それならば恒久的になまざる養殖地として利用したいということでこの申請が出ました。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。4-24の案件につきまして、■推進委員をお願いします。</p>
	■番	<p>■番■です。1月24日に■農業委員と申請人でありまして■、三人による立ち合い調査を行いました。事務局からも説明がございました通り、県道が新設された時田が分断され一部宅地側に残された土地をやむなく宅地の延長としてご利用になられております。そういう状況を確認致しました。以上でございます。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
番	<p>地区担当の農業委員です。4-24の案件ですが補足ということで説明させていただきますと、この件は農地パトロールでの農地転用確認リストの一件でした。農地が宅地になっているのでパトロール時に転用申請を出して下さいと提案したのですが、今回補足をした理由が申請書の転用理由が宅地を広げる為となっていました。農地パトロールでヒアリングした内容とはちょっと異なっていました。どういうことかという、産業課の方に経緯を省略した内容を書くように指導されたということでした。実際の理由というのは先ほど事務局長さんが言われた内容なんです。道路が新設された時に田んぼが分断されて家側に一部残った土地が細長い土地で耕作が非常に困難であり宅地にせざるを得なかった。宅地に自己都合でしたわけではないよということで、本人さんから聞いた感じでは産業課の対応に少し気分を悪くされていました。こんな対応では協力してくれと言われても協力できないよということも言われていました。今回の事例は自己都合によって発生したものではなくて町道新設によって発生した特異な事例と思われ。人・農地プランを推進していく上では町民の理解や協力が必要であり、このような対応について疑問に思います。その時の状況や町民の思いを汲んだ取り組みが必要と考えます。転用理由の修正についてはすでに事務局長さんのほうに申し入れまして経緯も入れて頂くということで了解しております。以上です。</p>
議 長	<p>道路等を設置する場合にはこのように農地の一部が非買収になる場合があります。そのために分筆登記は建設課の方がしたものだと思います。農地を売買する時にわずかな土地しか残らない場合は、一筆買って出来ない協力出来んよというような取引をすることが多いはずなんです。ですからその段階で残ることを了解の上で売買が成立し、残ったところは農地でありましたのでそのまま農地として分筆して残されたという経緯だと思います。仮にこれが残った段階で町か建設のほうに、宅地を使うから地目変更して下さいと要請をすればしてくれるはずなんです。恐らくそれもされていなかったということになりますと建設課のほうの手落ちにはならないのかと思います。図面を見る限りでは庭の一部として使われているようですので転用目的としては宅地拡張といえますか庭以外手がないと思うんですがどうでしょう。ここがですからのところが恐らく一枚の田んぼだったんだと思うんですが、ちょっとそういう要請をされればよかったのかなと思います。ととの間に水路があるように見えるが、水路が境になっているのかな。航空写真では今申請が出ている田んぼと宅地の間に水路が入っているんですが、現況写真では水路が道路との境界線へいっていますよね。だから、これをつける段階で水路の付け替えの要請をされたのか、建設段階でこうなったのか分かりませんが、航空写真と現況写真</p>

		との差が出ています。逆に言えば現況のように水路を付け替えてくれたことによって利用価値が出たということだと思っんですよ。
	■番	■番です。結果的には町の言う通りなんですが、申請者に対する町側の対応、それを私は疑問視して補足させて頂きました。農地の転用については申請通り転用申請して始末書を書いて頂いていますので問題はないと思っています。申請者の本意を曲げて宅地を広げるという意味しが残っていなかったので少し補足をさせて頂いたということです。
	事務局長	ありがとうございました。ご指摘の通り今後はそういった対応をとっていきたいと思います。
	議長	水路等についてはだいたい国の財産として俗に言う青線といいますが、その付け替え等は基本的には財務局の許可を得て買収するか支障が無いように付け替えをして同じ面積を確保するというを前提として、財務局のほうに申請すれば許可をされるということになっておりますので、これについても恐らく町のほうでしたんだと思いますが、今後こういうものについては直接財務局でなくて市町村へ権限が一部移譲されるというふうな話しも聞いております。水路等移動をかける場合は現状の機能が果たせる状況において、同一面積のものが確保できれば国のほうが許可をしてくれることだけは承知しておいて頂ければと思います。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	続きますして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-54、5-55、5-57の案件につきまして、■推進委員報告をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号5-54、5-55、5-57について報告します。 まず5-54ですが、場所は■より■の方向に■の場所にあります。1月26日に■委員と申請者の代理人であります■と私の三人で現地調査しました。航空写真を見て頂きたいんですが、8ページの赤旗が立っている場所を今回申請されております。周りの状況としましては■はもうすでに太陽光を設置して稼働しております。譲渡人は高齢になり担い手もなく農地の維持管理に近年苦勞されているようです。今回譲受人より太陽光発電用地として借り受けの申込みがあり、家族と協議し承諾したそうです。現地確認において転用目的に合致しているものと判断しました。審議の程

		<p>よろしくお願いします。</p> <p>引き続き5-55について報告します。場所は■■より■■に■■の場所にあります。1月26日に■■委員と申請者の代理人であります■■の■■と私の三人で現地調査しました。譲渡人の■■氏は■■に居住されているため耕作が不可能であります。隣家の■■さん宅に駐車場が不足しており購入希望をされ今回売却するものです。所有権移転、転用などの書類も揃っておりまた現地確認において転用目的に合致しているものと判断しました。審議の程よろしくお願いします。</p> <p>引き続き5-57について報告します。場所は■■より■■に■■の現在新築されております■■のバイパスを隔てた■■にあります。1月26日に■■委員と申請者の代理人であります■■の■■と私の三人で現地調査を行いました。譲渡人は高齢であり耕作することが困難であります。譲受人は福山市において主として家族葬や小規模な葬祭場を運営する■■の役員であり、申請地を買い受け造成工事を施工しこの会社へ貸し出す意向だそうです。■■はこの造成地を譲受人である■■から借り受けて、排水工事、舗装工事などを施行し店舗兼事務所を一棟建築して福山市神辺町にある本店の営業所及び仏具の販売店として営業したい意向だそうです。所有権移転、転用に係る書類もすべて揃っており問題ないものと思われます。3件について審議の程よろしくお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続きまして5-56の案件について■■推進委員報告をお願いします。</p>
	■■番	<p>■■地区担当の■■です。受付番号5-56について報告します。場所は■■から■■を■■方面に■■ほど行った■■の手前を右に曲がり川を渡ってすぐのところにあります。1月26日に■■農業委員さんと■■の取締役の■■の三名で現地調査しました。申請された土地は平成5年頃に工場を建築されまして現在ゴム製品の加工工場として使用されております。建設当時にはもう転用許可及び所有権移転等はなされていると思い込んでおられ、このたび新たに無断転用が判明したので申請をされるものです。譲受人、譲渡人双方の連名による始末書も提出されております。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続きまして5-58の案件について■■推進委員報告をお願いします。</p>
	■■番	<p>■■地区の■■です。受付番号5-58についてご報告します。場所は■■から■■の方角へ■■程行ったところにあります。1月26日に■■委員と■■同行のもと調査しました。譲渡人宅には後継者がおられず今後とも耕作をすることがないということでありました。それから、周辺の農地や民家にも影響がないものと思われますので審議の程よろしくお願いします。</p>

	議長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	■番 ■番です。5-54について説明を求めます。田が4000㎡位あってその区画の中にあつた1000㎡程を太陽光発電にされるというように見えるんですが、田への影響はないでしょうか。それともこれは田として耕作しないということでしょうか。
	■番	失礼します。■番です。分筆の理由なんですけども、まず左側が山になっております。山の日陰になって効率が悪いので分筆するという事で今回申請されております。周りの■番は田んぼなんですけども以前申請が出ておりましたが、キクイモを作って乾燥させて販売するという目的で申請されておりました。太陽光発電に係る敷地以外は以前と同じようにキクイモを作って管理されるということです。
	事務局長	今推進委員さんが言った通り、以前■番の時に相談がございまして最初営農型発電をしたいということだったんですが、営農型発電では農業は無理ですよとお答えして、きっちり分筆して太陽光は太陽光、農業のほうの経営は経営がいいですよということで、今言われました■番■番に3反残っていますが3条の所有権移転で農業をするという申請が出て許可されております。その残った今回の所に太陽光発電をするということですので、■番■番につきましては少なくとも3年は農業を経営して頂くということになっています。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございまして申請通り許可することとします。
第4号議案	議長	続きまして議案第4号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-6の案件につきまして、■番推進委員報告をお願いします。
	■番	■地区の■番です。受付番号1-6について報告します。場所は■番から■番の方向に■番位のところにあります。1月26日に■番委員と調査しました。地区の■番が係だったのでその方に聞き取りをしましたところ、昭和52年当時県道拡張工事があつて近くに■番の共同農機具倉庫があつたんですがそれが立ち退きになり、その時の立ち退き料で集会所を建設しようという話しになりまして、近くに■番という方の畑が荒廃しておりましたので無償で土地を借り受け、現在も集会所として使用しているという状況でございました。ご審議の程よろしくをお願いします。

	議 長	ありがとうございました。続きまして1-7の案件について■■■推進委員報告をお願いします。
	■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号1-7について報告します。場所は■■■から■■■方面へ■■■に■■■のところにあります。1月27日に■■■委員と当家の■■■同行のもと調査しました。申請地については約40年以上耕作されておらず、現況についてもすでに山林化しており農地への復元は困難であると思われます。どうか審議の程をお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議 長	■■■の分はパトロールではB判定で処理してないん？
	事務局長	■■■の農地ですが航空写真には表示していないんです。ですから、もし委員さんが見に行こうと思ってもパトロールでは見に行けないんです。今回公函を元に手で私が書いたところが結構ありまして、14ページも手書きで航空写真にはありません。15ページの■■■そこら辺も航空写真には出ておりません。16ページの■■■ここも航空写真にはありません。手で記載しておりますので農地パトロールができないところがあるんじゃないかと思います。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第5号議案	議 長	続きまして議案第5号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。6-3の案件につきまして、■■■推進委員報告をお願いします。
	■番	■■■担当の■■■です。位置は■■■から■■■方向に■■■の場所にあります。調査は1月25日に■■■委員と■■■本人同行のもと調査しました。空き家バンクへの登録とともに南側に隣接している農地を申請するものです。現況は草刈り管理をされているんですが、耕作はされておられません。購入される方が決まっておられるようでその方に野菜畑として使って頂きたいということです。何の問題もないものと思われるのでご協議の程をお願いします。
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議 長	これは今誰かが作っているん？
	■番	耕作はされておられません。近所の方に頼まれて草刈りだけはされているようです。

	<p>■番</p>	<p>■さんと一緒に行かせてもらったんですが、毎年近所の方に草刈りとか色々な管理を依頼されていたようで、かなり綺麗にされております。家をご親戚の人が買われる予定で、他にも農地が沢山あるようなんですが、農業経験がないということで家の前にある1枚だけを野菜畑として管理されたらどうかということで今回の申請になったということです。</p>
	<p>議長</p>	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第5号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
	<p>議長</p>	<p>以上で本日ご提案します議案については終了しました。</p>
		<p>午後2時37分</p>



		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和3年2月26日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>